

重要事項説明資料 「初期契約解除制度のご案内」

契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。

契約事業者：中部ケーブルネットワーク株式会社

本契約により締結した有料放送サービス（ケーブルテレビサービス）または電気通信役務（インターネット接続サービス）は、初期契約解除制度の対象です。（ケーブルプラス電話は初期契約解除制度の対象外です）

1. 契約成立時（弊社が加入申込を承諾した時）、弊社より郵送するお申込内容確認書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発送した時生じます。
2. この場合、お客様は①損害賠償若しくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供をうけた有料放送サービスまたは電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。当該請求に係る額は、お申込内容確認書面に記載した額となります。③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金を除く）をお客様に返還いたします。
3. 弊社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、契約を解除する事ができます。
4. 【本件についてのお問い合わせ先・書面を送付いただける宛先】
〒460-0024 名古屋市中区正木 3-9-27 NFC 金山ビル2階
中部ケーブルネットワーク（株）初期契約解除係（電話：0120-441061）

<書面による解除の記載例>

<p>460-0024</p> <p>名古屋市中区正木 3-9-27 NFC 金山ビル2階</p> <p>中部ケーブルネットワーク（株） 初期契約解除係</p> <p>ご住所 ご契約者名（フリガナ） 電話番号</p>	<p>契約成立日 平成〇〇年〇月〇日</p> <p>①お客様番号〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>②サービス種別・コース名</p> <p>・ケーブルテレビ（〇〇コース） ・インターネット（〇〇コース） ・ケーブルプラス電話</p> <p>右記契約を解除します。</p>
--	---

5. **本契約の工事開始前の申込取消のお客様は、電話にて受け付けいたします。（電話：0120-441061）**